

平成24年 第2回定例会

可決

専決処分の承認を求めること
(阿久比町税条例の一部を改正する条例)

反対討論

杉野 明 議員

国の法律改正による条例改正であるが、具体的には、土地が下落傾向にあつて、税収が減るために税率を0・1%引き上げるものである。
住民のみなさんからすれば、増税になり容認できない。

可決

阿久比町印鑑条例及び阿久比町手数料条例の一部改正

可決

東部知多衛生組合規約の変更

可決

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更

外国人登録制度を廃止し、外国人住民も住民基本台帳制度に移行することにより、条例や規約の変更が行われるものです。変更の概要は、下の図を参照してください。

法改正後のイメージ



新制度への円滑な移行を図るために…

外国人登録制度から住民基本台帳制度への円滑な移行を図るために、市町村において仮住民票を作成し、その内容をご本人に通知します。仮住民票は施行日に住民票となります。



- 施行日において
 - 市町村の外国人登録簿に登録されている外国人
 - 施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる外国人
 の両方の条件を満たす外国人住民について、仮住民票を作成することとなります。
この仮住民票の記載事項は外国人本人に通知されます。仮住民票の記載が実情と異なる場合は、外国人登録法に基づいた変更申請などの所定の手続きを行ってください。
- 基準日後、施行日の前日までの間に、上記①②の両方の条件を満たした外国人についても、同じく仮住民票を作成します。この場合においても、外国人登録簿に記載されている情報をもとに仮住民票を作成しますので、外国人登録法に基づく申請を行ってください。
- 左記の手続きにより、外国人登録を行っている外国人で、施行日に外国人住民に該当する方については、施行日に住民票が作成されますので、特段外国人の方が届出をする必要はありません。
※施行日前後の入国などにより、施行日に住民票が作成されていない場合があります。このような外国人住民については、施行日後14日以内に氏名、住所などの届出を市町村窓口で行い、住民票を作成する必要があります。

●新制度移行後は、法務省（地方入国管理局）と市町村長とで情報をやりとりするため、外国人住民が、別途に市町村に届出をするなどの負担が少なくなります。

- 外国人住民についても住民票が作成され、日本人住民と外国人住民とが世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されます。これにより、外国人住民に対しても住民票の写しなどが発行可能になります。
- これまで住民基本台帳と外国人登録法の2つの別々の制度で把握していた複数国籍世帯（外国人と日本人で構成する世帯）についても正確に世帯構成を把握でき、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。
- 住基法に基づく転入届などがなされた場合、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされることから、従来の外国人登録制度時に比べて届出の負担が軽減されます。
- 委任を受けた代理人でも転居など住民基本台帳法上の手続きが可能となります。
- 住民基本台帳の一部の写しについては、国や地方公共団体および個人や法人などによる閲覧などが認められているため、閲覧などの請求があった場合は、外国人住民もその対象となります。



【住民基本台帳】氏名、生年月日、性別、住所などの記載された住民票を世帯ごとに編成したもので、住民の方々に対するさまざまな行政サービスにも活用するための基となる情報となります。【住民基本台帳法】はその制度を定めた法律です。

【外国人住民】改正後の「住民基本台帳法」では、過去に3か月を超えて在留し、住所を有する外国人を外国人住民としています。具体的には、在留カード交付対象者や特別永住者などです。

【在留カード】改正後の入管法に基づき、法務大臣が、わが国で中長期にわたり居住に在留する外国人に対し、上陸許可など位置に準ずる許可に代って発行するカードです。

▲総務省パンフレットより